

随意契約理由書

件 名	いすゞ製ハイブリッドバス用バッテリー購入
契 約 の 相 手 方	いすゞ自動車近畿株式会社 神戸支店
根 拠 法 令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
随 意 契 約 の 理 由 本業務は、交通局が所有している「いすゞ製ハイブリッドバスのハイブリッドシステム用バッテリー」を購入及び交換するものである。 いすゞ製ハイブリッドバスは請負人が独自に設計・製造したものであり、用いられているハイブリッドシステムについても請負人が独自に設計・製造したものである。よって、そのハイブリッドシステムの一部であるバッテリーの調達、交換作業及び作業後の点検・調整については、車両・システムを設計した本請負人でなければ履行出来ない。 したがって、本業務を履行出来るのは本請負人のみである。	
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	交通局 自動車部 市バス車両課 車両計画係 (電話番号 078-992-3333)